

---

プロジェクト 税効果会計

項目 第 308 回企業会計基準委員会、第 17 回専門委員会及び第 23 回基準  
諮問会議で聞かれた意見

---

## I 本資料の目的

1. 本資料は、第 308 回企業会計基準委員会（2015 年 3 月 20 日開催）、第 17 回税効果会計専門委員会（2015 年 3 月 17 日開催）（以下「専門委員会」という。）及び第 23 回基準諮問会議（2015 年 3 月 18 日開催）及びで議論された次の事項について、聞かれた主な意見をまとめたものである。
  - 適用指針の文案の検討
  - 開示（注記）に関する論点の検討
  - その他

## II 適用指針の文案の検討

2. 第 308 回企業会計基準委員会及び第 17 回専門委員会では、引き続き、仮に監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（以下「監査委員会報告第 66 号」という。）の会社分類に関する規定をベースに見直しを行う場合の適用指針の文案について審議を行った。

また、第 23 回基準諮問会議では、第 307 回企業会計基準委員会及び第 16 回専門委員会までの審議の進捗を報告した。

### （分類 2）及び（分類 3）の要件（第 19 項、第 22 項、第 65 項、第 65A 項及び第 68 項）

3. （分類 2）及び（分類 3）の要件について、課税所得を要件とする考え方と会計上の利益を要件とする考え方のうち課税所得を要件とする考え方を事務局提案として示し、審議を行ったところ、下記の意見が聞かれた。

#### 事務局提案に賛成する意見

##### （第 17 回専門委員会で聞かれた意見）

- (1) 課税所得を要件とする考え方についてのこれまでの議論の中で、「経常的な損益」を要件としていた監査委員会報告第 66 号の下での実務と同様に、課税所得を要件とすることに変更しても実務上機能すると財務諸表作成者が考えていると理解した。その前提であれば、課税所得は客観的な指標であることから、事務局提案を支持できるものとする。

なお、課税所得を要件とする考え方のデメリットとしては、資料（第308回企業会計基準委員会審議事項(7)-3）第12項に挙げられている事項のほか、課税所得の計算において損金に算入される時点が会計上の費用又は損失として計上される時点より遅行することも挙げられるのではないかと。

- (2) 課税所得を要件とする案について、「臨時的な原因により生じたもの」に該当する内容の説明（適用指針案第65A項）も含めて賛成する。
- (3) 「経常的な損益」を要件としていた従来の取扱いは実務に資するための簡便的な取扱いであったと理解している。適用指針案においては「臨時的な原因により生じたもの」に関する整理もされている（適用指針案第65A項）ことから、より適切と考えられる課税所得を要件とする案に賛成する。
- (4) 課税所得を要件とする考え方を採用することにより各分類の要件が一貫するメリットがあることから、課税所得を要件とする案に賛成する。ただし、「臨時的な原因により生じたもの」が重要な要件となることから、認識が共有されるようにさらに議論する必要がある。
- (5) 課税所得を要件とする案に賛成する。一方、従来の取扱いである「経常的な損益」を要件とする案を支持する意見も聞かれることを踏まえると、課税所得を要件とした上で、課税所得と会計上の利益が大きく乖離しない企業において経常利益に基づいて判断することを認める旨を、例えば結論の背景に記載することは考えられないか。

#### （第308回企業会計基準委員会で聞かれた意見）

- (6) 課税所得を要件とすることは回収可能性を判断する目的と適合しており、理論的な面からこの案を支持する。これに対し、会計上の利益を要件とする案では、重要な永久差異を加減する案となっており、重要性の判断により実務にばらつきが生じかねない。

#### 事務局提案に慎重な意見

##### （第308回企業会計基準委員会で聞かれた意見）

- (7) 専門委員会において事務局提案が支持されたことを踏まえると、当面、課税所得を要件とする考え方に基いて検討を進めることに反対はしない。

ただし、結論の背景において「臨時的な原因により生じたもの」の考え方が説明されているものの（適用指針案第65A項、この内容で（分類2）の判断が適切に行われ得るかどうかが、慎重に検討することが必要である。仮に判断が適切なものにならず、例えば（分類4）に該当すると、適用指針案第28項を用い

ることで計上額については（分類 2）と同じ取扱いにできるが、今後の検討において（分類 4）を（分類 2）として扱う場合に追加的な開示を求めることとなった場合には、（分類 2）の要件が適切かどうか問題になりかねない。

また、仮に会計上の利益を要件とする考え方を採用する場合の案は「経常利益」等を用いた機械的な判断を要求する定めとなっている。定性的かつ直感的に適切な判断が可能であった監査委員会報告第 66 号における「経常的な利益」と異なるため、機械的な要件では適切な判断をもたらさないのではないかと。

- (8) 監査委員会報告第 66 号の下で、例示区分 2 号と 3 号のいずれに分類するかは困難な判断であった。課税所得を要件とする考え方によれば各分類の要件が一貫することは理解するが、「臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得」という要件でこの困難さが改善されるのかを検討する必要がある。仮に改善しないならば、これまでの実務の蓄積を尊重して、監査委員会報告第 66 号における会計上の利益を要件とする考え方を踏襲することがより適切ではないかと。

#### 「臨時的な原因により生じたもの」の内容について

##### **（第 17 回専門委員会で聞かれた意見）**

- (9) 事務局提案では、結論の背景（適用指針案第 65A 項）において、営業外損益項目に係る益金又は損金が将来において頻繁に生じることが見込まれないときには「臨時的な原因により生じたもの」に該当すると説明しているが、これが適切かどうか、さらに検討が必要ではないかと。
- (10) 事務局提案（適用指針案第 65A 項）は、営業外損益項目や特別損益項目に係る益金又は損金について、その内容を検討し、将来においてそれが繰り返される可能性が少ないものであれば「臨時的な原因により生じたもの」に該当するという内容となっており、適切と考える。
- (11) 例えば多店舗展開している小売業において、出退店が頻繁に生じていることから減損損失が将来において頻繁に生じることが見込まれる場合があり得る。このような場合を想定すると、特別損失として表示されていることにより「臨時的な原因により生じたもの」に該当するのではなく、あくまで将来において頻繁に生じることが見込まれるかどうかを判断する旨をわかりやすく記載して頂きたい。
- (12) 例えば多店舗展開している小売業において、出退店が頻繁に生じていることから店舗に関連した減損損失が頻繁に生じている場合に、ある事業年度において多額の減損損失を認識した場合に、当該減損損失が「臨時的な原因により生じたもの」といえるかどうかといった状況について考え方を共有する必要がある

るのではないか。

- (13) 「頻繁」という表現については、例えば3年に1回程度生じる場合には頻繁ではないと判断する人もいれば、5年に1回程度より頻度が高いならば頻繁であると判断する人もいる可能性があるので、考え方を共有できるかどうかのポイントなのではないか。

**(分類2)におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異(第21項、第67項及び第67A項、役員退職慰労引当金に係る将来減算一時差異(第42項及び第89A項))**

4. (分類2)におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異の取扱い及び役員退職慰労金に係る将来減算一時差異の取扱いについて、下記の意見が聞かれた。

**(第17回専門委員会で聞かれた意見)**

- (1) (分類2)におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異の取扱いに関する結論の背景において、例えば政策保有株式について「売却時期の意思決定は行っていないが、…将来のいずれかの時点で売却する可能性が高いと見込む場合がある」との記載がある(適用指針案第67A項)。しかし、これがどのような場合なのか、どのような説明がなされれば該当すると判断できるのかが明確ではない。役員退職慰労引当金に係る将来減算一時差異についても、同様に、「将来のいずれかの時点で回収できることを合理的に説明できる場合」(適用指針案第42項)がどのような場合なのか明確ではない。
- (2) (分類2)におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異の取扱いはIFRSや米国会計基準における取扱いとの乖離を小さくすることも背景にあって設けられたものと理解しており、IFRSを任意適用している企業においてスケジューリング不能な将来減算一時差異について繰延税金資産を計上している実務を参考にできるのではないか。
- (3) (分類2)におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異の取扱いについては、現状のIFRSや米国会計基準における取扱いに比べて、より十分な説明が求められるものと理解している。これは、IFRSや米国会計基準と日本基準とでは回収可能性の閾値が異なることによるものである。
- (4) 適用指針案は監査委員会報告第66号の基本的な考え方を踏襲していることから、IFRSや米国会計基準とは回収可能性の閾値が異なるものと整理したと理解している。したがって、(分類2)におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異の取扱いを設けた背景にIFRSや米国会計基準における取扱いとの乖離を小さくすることがあるとしても、IFRSや米国会計基準における取扱いと同じにはならないという認識を共有したい。

- (5) (分類2)におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異については、実態として将来のいずれかの時点で株式を売却する可能性が高い場合には、株式の売却の意思決定が行われている場合と同じように会計処理されることが望ましいと考えており、形式的に判断するのではなく、実態に合った判断が行われることが適切である。
- (6) (分類2)におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異の取扱いに関する結論の背景において、政策保有株式の売却時期の意思決定を行っていない場合について記載されている(適用指針案第67A項)が、将来のいずれかの時点で売却する可能性が高いと見込む場合に該当するためには、政策保有株式の売却方針の意思決定は行われていると理解すればよいのか。
- (7) (分類2)におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異の取扱いについて、売却方針の意思決定を要件にすると、実務上機能しなくなることを懸念する。過去に減損した政策保有株式を保有し続けることについては企業に強い意思があるが、保有し続ける意思を変更する場合に明確な意思決定がなされるとは限らない。特に、売却方針の意思決定には関係者の合意も必要な場合があり、そのような意思決定を行うことを要件とするのは実務上難しいのではないのか。
- (8) (分類2)におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異については、当該一時差異が損金算入されるであろう将来のいずれかの時点において、課税所得が当該一時差異の額を上回る見込みが高く、当該一時差異に係る繰延税金資産が回収可能であることを合理的に説明できることが最も重要なポイントである。(分類2)に該当する企業の将来の課税所得の見込みや期末におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異の金額は多様であり、もう少し具体的な事例に即して認識を共有しておく必要があるのではないのか。
- 役員退職慰労引当金に係る将来減算一時差異に係る「将来のいずれかの時点で回収できることを合理的に説明できる場合」(適用指針案第42項)についても同様である。
- (9) 役員退職慰労引当金に係る将来減算一時差異について、「スケジューリングが合理的に行われない場合においても…、合理的に説明できる場合には…回収可能性があるものとする」(適用指針案第42項)となっており、合理的に行われないのに合理的に説明できる場合があるのは矛盾していると誤解されかねないことから、表現を改善する余地がある。

## その他

5. 適用指針の文案について、上記のほか、下記の意見が聞かれた。

**(第17回専門委員会で聞かれた意見)**

- (1) 第24項では、(分類3)に該当する企業が5年超の見積可能期間において回収可能性があるとする場合には、合理的な説明が必要とされている。これに対し第35項では、長期解消将来減算一時差異については、(分類3)に該当する企業が5年超の期間において回収可能性があるとする場合にも、合理的な説明は必要とされていない。第24項との整合性を勘案すると、本来、長期解消将来減算一時差異についても何らかの説明が必要であり、何も制約がないことは適切ではないため、例えば、長期解消将来減算一時差異の解消額が将来の合理的な見積可能期間において回収可能性があると判断される場合には、当該期間を超えた期間であっても回収可能性があるものとする取扱いにしてはどうか。

**(第23回基準諮問会議で聞かれた意見)**

- (2) 各分類の要件に該当しない場合には過去及び将来を総合的に勘案して必ずいずれかに分類するという取扱いについて、再度、議論いただきたい。

### Ⅲ 開示(注記)に関する論点の検討

6. 第308回企業会計基準委員会及び第17回専門委員会では、繰延税金資産の回収可能性に関する開示(注記)について、財務諸表利用者に対するアウトリーチで聞かれた意見も踏まえ審議を行った。
- また、第23回基準諮問会議では、第306回企業会計基準委員会及び第15回専門委員会における開示(注記)に関する論点の検討状況を報告した。

#### 評価性引当額の内訳の開示

7. 評価性引当額の内訳の開示について、下記の意見が聞かれた。

**(第17回専門委員会で聞かれた意見)**

- (1) 財務諸表利用者は、繰延税金資産の将来の変動を予測する観点から、評価性引当額を何の項目に対して計上しているかということが重要な情報であると考えている。評価性引当額の変動理由の説明や期首と期末の調整表へのニーズもあるが、財務諸表作成者の負担を勘案し、評価性引当額の内訳の開示がなされれば前進と考える。

なお、評価性引当額の内訳については、将来減算一時差異と税務上の繰越欠損金に区分するだけでなく、将来減算一時差異の項目別の内訳情報のニーズがある。

- (2) 一般に開示は重要なものについて求められることから、評価性引当額の内訳の

開示のみがすべての内訳項目を求められることは、開示負担との関係で受け入れられないのではないか。

- (3) 評価性引当額を将来減算一時差異に係るものと税務上の繰越欠損金に係るものに区分開示とした場合、区分の方法は一律には決まらないため、同じ状況について異なる開示となる場合があり得るのではないか。その場合には財務諸表利用者の誤解を招く懸念がある。
- (4) 繰延税金資産の内訳を IFRS と同様に評価性引当額控除後（ネット）で開示するように見直さず、評価性引当額控除前（グロス）で開示する現行規定は維持したとしても、評価性引当額の内訳が開示されれば有用な情報は得られるし、むしろ IFRS より理解しやすい。

### 税務上の繰越欠損金に関する情報

8. 税務上の繰越欠損金に関する情報について、下記の意見が聞かれた。

#### 税務上の欠損金が生じた会社に関する情報

##### (第 17 回専門委員会で聞かれた意見)

- (1) 税務上の欠損金が生じた会社に関する情報は財務諸表利用者にとって有用である。ただし、資料（第 308 回企業会計基準委員会審議事項(7)-5）第 14 項にあるような会社の数や「親会社と連結子会社 2 社」などの開示方法は適当とは言えない。繰延税金資産はグループ会社における計上額の集計であることから、各グループ会社の情報によって繰延税金資産の予測可能性が高まるものであり、グループ会社の情報が開示されると企業とのコミュニケーションが促進され、開示負担も大きくないのではないか。
- (2) 税務上の欠損金に対する繰延税金資産の計上根拠を開示する場合には、税務上の欠損金が生じた会社に関する情報もグループ会社別に記載しないと、計上根拠の説明が十分にできないのではないか。

#### 税務上の繰越欠損金の繰越期限に関する情報

- (3) 税務上の繰越欠損金については、繰越期限の情報の有用性は高い。繰延税金資産の回収可能性における合理的な見積可能期間と比較して税務上の繰越欠損金の繰越期限が長い場合には、回収可能性が低くなるといった予測も可能となる。したがって、具体的なグループ会社名が開示されなくとも、税務上の繰越欠損金の繰越期限の開示は重要である。
- (4) 税務上の繰越欠損金について、連結ベースの合計額の開示では有用性が低いと

考えられることも踏まえると、税務上の繰越欠損金について連結上重要と考えられる繰延税金資産を計上している会社について、計上している繰延税金資産の額や税務上の繰越欠損金の繰越期限に関する情報を開示するという事務局提案は、開示について前進であり、支持し得る。

- (5) 税務上の繰越欠損金の繰越期限別の情報は、税率を併せて開示しないと有用とは言えないのではないか。

### 企業の分類の開示

9. 企業の分類の開示に関して、下記の意見が聞かれた。

#### (第17回専門委員会で聞かれた意見)

- (1) 企業の分類の開示については、財務諸表利用者とそれ以外の市場関係者の考え方の乖離が大きい領域であると考えている。財務諸表利用者の考え方については、アウトリーチにおいて述べたところである（アウトリーチで聞かれた意見は、資料「財務諸表利用者に対する意見聴取（アウトリーチ）の概要」（第308回企業会計基準委員会審議事項(7)-6）に記載されている。）。

#### (第308回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

- (2) 企業の分類の開示については、親会社のみ開示でも有用であると考え、負担も大きくないのではないか。

### (分類3)に該当する場合の5年を超える部分の開示

10. (分類3)に該当する場合の5年を超える部分の開示に関して、下記の意見が聞かれた。

#### (第17回専門委員会で聞かれた意見)

- (1) (分類3)に該当する場合の5年を超える部分の開示については、結果として会社分類を開示することになり、財務諸表利用者の判断をミスリードする可能性があることから適当でないという理由ならば理解はできる。しかしながら、5年の課税所得を上限としていることに必ずしも理屈がないことを理由とされる点には納得できない。

### 繰延税金資産の回収可能性に関する開示についての検討の進め方

11. 開示についての検討の進め方に関しては、事務局より、追加的に開示を求めるかどうかを検討する候補として次の2項目を提示した上で、それ以外の項目については残りの実務指針と併せて検討する旨を提案し、審議を行った。

- 評価性引当額の内訳



- 税務上の繰越欠損金について連結上重要と考えられる繰延税金資産を計上している会社に関して、税務上の繰越欠損金の額及び計上している繰延税金資産の額、税務上の繰越欠損金の繰越期限、繰延税金資産の計上根拠

これに対して、下記の意見が聞かれた。

回収可能性に関する開示は今回の適用指針案と併せて検討すべきとの意見

**(第 17 回専門委員会で聞かれた意見)**

- (1) 繰延税金資産の回収可能性に関する会計基準等を改訂することから、財務諸表利用者としては、繰延税金資産の回収可能性に関する開示も併せて改訂していただきたい。その際、今回は 2 項目を優先し、それ以外の項目を残りの実務指針と併せて検討するという進め方はやむを得ない。

本来は、今回の適用指針により判断の幅が拡大した点も併せて開示を検討することが必要であり、(分類 3) に該当する場合の 5 年を超える部分の開示は、今回、検討されるべきものと考えている。

- (2) 今回の適用指針と併せて繰延税金資産の回収可能性に関する開示も検討すべきと考える。今回は、資料(第 308 回企業会計基準委員会審議事項(7)-5)に挙げられている 2 項目を優先的に検討し、開示の全般的な見直しは残りの実務指針と併せて検討することが適切である。この 2 項目については、開示イメージに基づいて議論を行わないと、結論を得るまでに時間を要するかどうか判断できない。

- (3) 繰延税金資産の回収可能性に関する開示は適用指針と併せて検討すべきと考える。

なお、経過措置に係る議論において検討したように、会計基準の変更による影響として期首の利益剰余金への影響額が開示されれば、適用指針への移行によって(分類 3) に該当する企業が 5 年を超える部分の繰延税金資産を計上することについて、財務諸表作成者との対話に利用できるのではないかと考える。

- (4) 開示に関する検討に時間がかかり、今回の適用指針の公表が大幅に遅れることがないように、検討する開示項目を必要最小限とすることもやむを得ないものとする。

**(第 308 回企業会計基準委員会で聞かれた意見)**

- (5) 我が国の場合、繰延税金資産が多額に計上されることから、評価性引当額の内訳を開示することは必要と考えられる。当該評価性引当額の内訳等を IR 情報として開示するという選択肢もあるかもしれないが、IR に対する企業の姿勢は

多様であり、財務諸表注記により統一的に情報が提供されることが望ましい。

回収可能性に関する適用指針を開発することから、回収可能性に関する開示も併せて検討すべきである。スピード感が重視されていることは理解しているので、資料（第308回企業会計基準委員会審議事項(7)-5）に挙げられている2項目を優先して示すことは適切である。今回、開示に関する提案がないことは受け入れられない。

- (6) 今回の適用指針の開発においては、資料（第308回企業会計基準委員会審議事項(7)-5）に挙げられている2項目に限定して開示に関する定めを設けることとする事務局提案に賛成する。

- (7) 繰延税金資産についての重要な開示が、IFRSや米国会計基準と比べて不足しているのであれば、今回の見直しを開始した理由とは異なるが、早急に改善すべきである。

これに加えて、今回の見直しによって、より多くの判断に依拠するようになる部分について追加の開示の要否を検討すべきと考える。例えば、(分類3)に該当する企業が5年超の課税所得に基づいて繰延税金資産を計上する場合の開示について検討すべきである。

- (8) 財務諸表利用者は繰延税金資産の回収可能性に関する現行の開示に不足があると認識している。例えば、IFRSや米国会計基準において開示されている繰越欠損金の期限別の情報や評価性引当額の内訳が、日本基準では開示されていない。

監査委員会報告第66号の硬直的な運用に対する見直しが進んでいる一方で、財務諸表利用者のニーズは反映されていない。今回の適用指針を早期に開発するニーズがあることは理解するが、財務諸表作成者の負荷も勘案しつつ、開示についても国際的な会計基準に近づくよう、少しでも着地点を見出すことはできないか。

#### 開示は残りの実務指針と併せて包括的に検討すべきとの意見

##### (第17回専門委員会で聞かれた意見)

- (9) 本来は適用指針と開示は併せて検討すべきであるが、開示負担が不明であり、開示の検討に時間を要するのではないかと考えられることから、開示の検討は今回の適用指針と切り離すことも考えられるのではないか。

##### (第308回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

- (10) 回収可能性については早期に解決が必要であるとのニーズがあり、そのニーズに対応すべく検討を進めているはずである。資料（第308回企業会計基準委

員会審議事項(7)-5) に挙げられている 2 項目だけでも結論を得るまでに 2 ヶ月か 3 ヶ月という時間を要する懸念もあることから、開示については残りの実務指針と一緒に検討することも選択肢として考えられる。

ただし、適用指針と開示は併せて検討すべきであることから、公開草案の公表にあたっては、適用指針による改正に伴って今後追加的に求められる可能性のある開示について示唆されるべきと考える。例えば、資料(第 308 回企業会計基準委員会審議事項(7)-5) に挙げられている 2 項目のほか、反証を可能にしている部分や各分類の要件に該当しない場合の判断(適用指針案第 16 項)に関連する開示が対象となり得るのではないかと考える。

(11) 今回の見直しは、監査委員会報告第 66 号の下で硬直的な運用がなされていた点を是正することを目的としており、会計処理と開示は併せて検討されるべきという理屈は当たらない。今回の見直しは、開示と切り離して早期に進めるべきである。開示全体の見直しは、他の項目とのバランスを勘案し、残りの実務指針と一緒に検討すべきと考える。

(12) 回収可能性に関する適用指針は、当初の想定より開発が遅延していることから、開示の検討とは別にして、早急に公開草案を公表した方がよい。税効果会計に関するプロジェクトにおいて、開示は必ずしも見直しが必要という前提ではなかったのではないかと考える。

将来の予測に基づいて繰延税金資産が現状よりも多額に計上されるケースが生じるのであれば、開示を拡充する必要があることは理解する。その場合、資料(第 308 回企業会計基準委員会審議事項(7)-5) に挙げられている 2 項目が検討対象となることも理解する。しかし、さらに検討を深める必要があることから、他の項目と併せて、残りの実務指針と一緒に検討する方がよいのではないかと考える。

この検討が行われている間において、繰延税金資産に関する情報が重要であるときには、各企業がそれぞれの判断で適切に説明を行うことが考えられる。

(13) 資料(第 308 回企業会計基準委員会審議事項(7)-5) に挙げられている 2 項目だけでも、結論を出すまでに相当の時間を要するものとする。今回の取組みは、監査委員会報告第 66 号の下で硬直的な運用がなされていた点を改善することを目的としていることから、開示も含めて全体の見直しを行うこととはつながらないはずである。ただし、開示の拡充に関する問題意識は理解できるので、他の開示項目と併せて別途議論することでどうか。

(14) 財務諸表利用者として、評価性引当額や税務上の繰越欠損金の情報が不足している点に同意する。ただし、こうした情報を財務諸表の注記として開示する

か、IR情報として開示するかについては、諸外国の事例も参考にしつつ検討する必要がある。また、資料（第308回企業会計基準委員会審議事項(7)-5）に挙げられている2項目以外にも必要な開示があり得るため、今回の見直しにおいては、企業の分類の要件の見直しを先行して議論することとし、開示については、別途、十分に議論した方がよいのではないかと。

## その他

12. 開示に関して、上記以外の事項として、下記の意見が聞かれた。

### （第17回専門委員会で聞かれた意見）

- (1) 開示例や記載例を公表すると財務諸表作成者の実務を拘束するデメリットがある。適用指針等においては開示例を含めず、開示すべき内容を言葉で説明するだけにすれば、各企業が必要な開示を考えるという方向になり望ましいのではないかと。

### （第23回基準諮問会議で聞かれた意見）

- (2) 繰延税金資産の回収可能性に関連する開示は、多くの財務諸表利用者にとって重要である。
- (3) 現行の開示では、財務諸表利用者が繰延税金資産の内容を理解するのが困難であるため、少しでも開示項目を拡充する方向で議論いただきたい。特に、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、現金の裏付けがない資産であるにもかかわらず、会社法上の分配可能額を構成するという観点からも、情報開示の必要性について審議を進めていく必要があると考える。
- (4) 開示は重要なテーマであるので、慎重な検討をお願いしたい。
- (5) 繰延税金資産の投資意思決定の有用性について、税効果会計が導入された当初から、繰延税金資産の開示情報の有用性は低いという分析結果が報告されているものがあり、慎重な議論をお願いしたい。
- (6) 繰延税金資産の回収可能性に関する検討が進展している点は評価したい。ただし、適用指針の公表を早期に行うべきであり、開示の検討にあたっては時間軸に配慮いただきたい。

### （第308回企業会計基準委員会で聞かれた意見）

- (7) 財務諸表利用者に対するアウトリーチは有用と考える。税効果会計に関するプロジェクトに限らず、財務諸表利用者に対するアウトリーチの機会は今後とも拡充して頂きたい。ただし、今回のアウトリーチで聞かれた意見は、監査委員

会報告第 66 号に対する要望にとどまり、必ずしも今回の適用指針案に対して必要な開示に言及していないかもしれない。

## IV その他

13. 第 23 回基準諮問会議では、上記のほか、税効果会計に関し下記の意見が聞かれた。

### 税効果会計に適用される税率が変更された場合に係る公布日基準について

- (1) 税効果会計に適用される税率は、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 10 号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」において、公布日を基準とされている。そのため、例えば、改正税法が 3 月 31 日までに国会で成立し、公布日が 4 月 1 日になる場合には、繰延税金資産及び繰延税金負債を改正前の税率で計上することになるが、修正後発事象として取り扱い改正後の税率に基づいて計上するほうが、企業の業績をより適切に表すのではないか。そのため、公布日基準を適用することについては、今後、見直していただきたい。

14. 第 308 回企業会計基準委員会では、第 23 回基準諮問会議で聞かれた主な意見を報告した。そのうち前項(1)に関し、下記の意見が聞かれた。

### 税効果会計に適用される税率が変更された場合に係る公布日基準について

- (1) 税効果会計に適用される税率が変更された場合に係る公布日基準は適切ではない。公布日が決算日を境にして 1 日ずれるだけで繰延税金資産・負債の計上額に重要な影響が生じることは実態に合わない。また、制定日に基づく IFRS や米国会計基準と異なる取扱いとなっている。公布日基準については見直しを行うべきである。
- (2) 税効果会計に適用される税率が変更された場合に係る公布日基準について見直すことに賛成である。

以上